

2024 年度

(第13期)

事業報告及び計算書類等

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日



株式会社国際協力銀行

目 次

【事業報告】

事業報告	1
1 当行の現況に関する事項	1
2 株式に関する事項	12
3 新株予約権等に関する事項	12
4 役員に関する事項	13
5 会計監査人に関する事項	19
6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	20
7 会社の支配に関する基本方針	25
附属明細書（事業報告関係）	26

【計算書類】

計算書類（株式会社国際協力銀行）	27
計算書類（株式会社国際協力銀行）の附属明細書	37
計算書類（一般業務勘定）	41
計算書類（一般業務勘定）の附属明細書	59
計算書類（特別業務勘定）	63
計算書類（特別業務勘定）の附属明細書	79

【監査報告】

1 独立監査人の監査報告書謄本	82
2 監査役会の監査報告書謄本	88
3 監査役の監査報告書謄本	90

【決算報告書】

1 決算報告書	96
2 監査役の意見書	101

【財産目録】

財産目録	102
------	-----

(注) 本報告書の計数について

(1) 単位未満の計数

件数及び金額の単位未満は切り捨てた。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがある。

(2) 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」と表示した。

事業報告

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

1 当行の現況に関する事項

当期におきまして、当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）第11条に定められた業務を行いました。

(1) 事業の経過及びその成果

国際社会は、ロシアによるウクライナ侵略や中東における紛争拡大、インフレ・債務コスト増等による国際金融環境の不安定化、エネルギー・食料問題を含む経済安全保障に対応したサプライチェーンの再構築、各国の選挙結果を踏まえた政策変更・貿易摩擦リスク拡大といった歴史的・構造的な変化と課題に直面し、不確実性が一層拡大しています。また、気候変動問題への対処が引き続き国際社会の喫緊の課題となる中、多国間主義の後退とともに、脱炭素社会の実現と持続可能な経済成長の両立には、革新的技術によるブレークスルーが不可欠な状況にあります。

我が国経済は、大企業を中心に高水準の企業収益を記録し、当該収益が賃金・設備投資に回ることによって内需主導の緩やかな回復につながり、コストカット型の経済から「新しい資本主義」で目指してきた「成長型の新たな経済ステージ」への移行を進めていく必要があります。かかる中、日本政府は、人口減少が本格化する2030年度までの6年間をラストチャンスとし、「経済・財政新生計画」の策定とともに、「新たなステージを目指すための5つのビジョン」として、①社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大、②誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現、③経済・財政・社会保障の持続可能性の確保、④地域ごとの特性・成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成、⑤海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換を掲げています。

このように、外部環境が変化する中、当行は、JBIC法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1)日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、(2)日本の産業の国際競争力の維持及び向上、(3)地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4)国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の4つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っています。また、上述の諸課題の解決に取り組むべく、当行は2024年6月に、2024～2026年度を対象とする第5期中期経営計画を策定しました。本中期経営計画では、重点取組課題として、「持続可能な未来の実現」、「我が国産業の強靱化と創造的変革の支援」、「戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供」、「価値創造に向けた組織基盤の強化・改革」を設定し、取組を進めています。加えて、2024年10月に、スタートアップ投資体制の強化のため、スタートアップ投資戦略を策定し、スタートアップ投資委員会を新設しました。

当行の具体的な出融資保証業務内容は以下のとおりです。

「持続可能な未来の実現」におけるカーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献の取組として、インドネシアにおける地熱発電事業や、アラブ首長国連邦におけるアンモニアの製造・販売事業、ブラジルにおける送電事業やバイオ燃料事業に対する融資を行いました。また、ホスト国との協働による社会課題解決への貢献の取組として、米国やインドにおけるデータセンター事業や、遺伝子治療薬関連事業を行う企業の買収案件、インドネシアにおける農業ドローン事業参入のための

事業買収案件に対する融資を行いました。

「我が国産業の強靱化と創造的変革の支援」における我が国のエネルギー安全保障の確保、国益に資するバリューチェーン/サプライチェーン強靱化及び先端的産業基盤への支援の取組として、チリにおける銅鉱山開発事業や、半導体等の電子部品を搭載するプリント基板の設計ソフトウェアの設計・開発・販売を行う企業の買収案件に対する融資を行いました。革新的技術・事業の展開支援の取組として、ドイツにおける新技術を用いた地熱発電及び地域熱供給事業に対する融資を特別業務として行ったほか、ドイツにおける5Gネットワーク基盤構築に対する融資や、北部ヨーロッパ地域や中東欧地域のスタートアップ企業に投資を行うファンドへの追加出資を行いました。また、グローバルに活躍する中堅・中小企業の海外展開支援では、グローバルサウス等の各国において、現地通貨建て融資も活用しつつ、本邦の地域金融機関とも連携しながら、積極的な支援を行いました。

「戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供」における我が国の対外経済政策の構築・実現に貢献する案件への支援の取組として、ウクライナ及びその周辺国におけるウクライナの復興に資する事業に対するクレジットラインの設定や、ケニアにおける地熱発電設備輸出に対する融資を行いました。

こうした取組の結果、当期の当行の出融資保証承諾額は1兆5,061億円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第10期 (2021年4月1日 ～2022年3月31日)	第11期 (2022年4月1日 ～2023年3月31日)	第12期 (2023年4月1日 ～2024年3月31日)	第13期(当期) (2024年4月1日 ～2025年3月31日)
株式会社 国際協力銀行	経常収益	309,943	657,216	1,123,950	1,023,236
	経常利益	14,771	159,877	63,811	83,688
	当期純利益	14,774	159,890	62,934	83,704
	純資産額	2,897,414	2,937,797	2,979,929	3,224,596
	総資産	18,423,753	20,146,000	21,651,336	20,441,603
一般業務	経常収益	309,480	655,075	1,122,254	1,019,451
	経常利益	14,625	158,912	63,607	84,068
	当期純利益	14,629	158,926	62,730	84,083
	純資産額	2,583,630	2,612,316	2,649,504	2,895,955
	総資産	18,103,746	19,814,638	21,314,335	20,106,275
特別業務	経常収益	1,896	2,234	1,796	3,958
	経常利益	145	964	203	△379
	当期純利益	145	964	203	△379
	純資産額	313,783	325,481	330,424	328,641
	総資産	320,046	331,398	337,035	335,366

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 2016年10月1日に特別業務勘定が設置され、一般業務勘定と特別業務勘定を区分して表示しています。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	主要な資金調達方法	当期調達額
株式会社国際協力銀行	借 入	20,680
	財 政 融 資 資 金	1,540
	外 国 為 替 資 金	19,140
	社 債	5,495
	出 資 金	1,210
	(計)	27,386
一 般 業 務	借 入	20,680
	財 政 融 資 資 金	1,540
	外 国 為 替 資 金	19,140
	社 債	5,495
	出 資 金	1,210
	(小 計)	27,386
特 別 業 務	借 入	-
	財 政 融 資 資 金	-
	外 国 為 替 資 金	-
	社 債	-
	出 資 金	-
	(小 計)	-

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の前月末為替レートで換算した金額を計上しています。
- 3 社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

(ロ) 主要な借入先等

(a) 借入金

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社国際協力銀行	財政融資資金	1,540	29,957
	外国為替資金	19,140	57,247
	(計)	20,680	87,204
一 般 業 務	財政融資資金	1,540	29,915
	外国為替資金	19,140	57,247
	(小 計)	20,680	87,162
特 別 業 務	財政融資資金	-	42
	外国為替資金	-	-
	(小 計)	-	42

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は2025年3月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(b) 社債

(単位：億円)

	当期発行額 〔 上段：政府保証債 〕 〔 下段：財投機関債 〕	当期末残高 〔 上段：政府保証債 〕 〔 下段：財投機関債 〕
株式会社国際協力銀行	5,395	60,896
	100	300
一 般 業 務	5,395	60,896
	100	300
特 別 業 務	-	-
	-	-

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 政府保証債（外貨建て）の当期発行額については、原則発行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は2025年3月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(c) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社国際協力銀行	一般会計出資金	-
	産業投資出資金	1,210
	(計)	1,210
一 般 業 務	一般会計出資金	-
	産業投資出資金	1,210
	(小 計)	1,210
特 別 業 務	一般会計出資金	-
	産業投資出資金	-
	(小 計)	-

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額
3,966

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2 記載金額は、固定資産の取得価額の総額を計上しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
情報システム関連設備投資	393
本店レイアウト刷新工事	3,674
大阪支店レイアウト変更等工事	134

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2 記載金額は、諸経費を含む投資総額を計上しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、2012 年 4 月 1 日に設立されました。なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項等は、次のとおりです。

イ 重要な法令等の改正

該当事項はありません。

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 役員を選任

2024 年 6 月 18 日の株主総会において決議、同日認可

(ロ) 政府からの借入及び社債

2024 年度の社債発行及び外国通貨長期借入金の借入れの基本方針を策定、2024 年 3 月 29 日認可

(5) 当行の概要

イ 沿革

2011 年 5 月 2 日	「株式会社国際協力銀行法」公布・施行
2012 年 4 月 1 日	株式会社国際協力銀行設立
2012 年 9 月 30 日	駐留軍再編促進金融業務を終了
2012 年 11 月 30 日	駐留軍再編促進金融勘定を廃止
2016 年 5 月 18 日	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行
2016 年 10 月 1 日	特別業務を開始
2017 年 6 月 30 日	株式会社 JBIC IG Partners 設立
2023 年 4 月 14 日	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布 (一部、2023 年 4 月 15 日施行)
2023 年 10 月 1 日	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」施行

ロ 主要な事業の内容

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

かかる目的に基づき、当行は、当期末現在、JBIC 法第 11 条に規定する業務を行っています。

ハ 主要な営業所の状況（本店、大阪支店、海外駐在員事務所）

当期末における当行の主要な営業所は、本店 1、大阪支店 1、海外駐在員事務所 18 です。

本店 : 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号
 大阪支店 : 大阪市北区梅田二丁目 2 番 22 号 ハービス ENT オフィスタワー 23 階
 海外駐在員事務所 : 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニュー
 デリー、シドニー、モスクワ、ロンドン、パリ、イスタンブール、ドバ
 イ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、
 リオデジャネイロ

ニ 主要な使用人の状況

	区 分	人 数
当行	職 員	720 名

(注) 職員数は、2024 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

(イ) 親会社の状況

該当ありません。

(ロ) 重要な子会社の状況

会社名	資本金等	議決権所有割合	主な事業内容	特記事項
株式会社 JBIC IG Partners	500 百万円 (資本金 250 百万円、 資本準備金 250 百万円)	51%	海外向け投資ファ ンドに対する投資 助言業務等	2017 年 6 月 30 日設 立
Russia-Japan Investment Fund, L.P.	—	(100%)	ロシア連邦等に投 資を行うファンド	2017 年 9 月 7 日設 立
JB Nordic Fund I SCSp	—	(100%)	北欧・バルト地域 に投資を行うファ ンド	2019 年 1 月 15 日設 立
NordicNinja Fund II SCSp	—	(100%)	北部ヨーロッパ等 に投資を行うファ ンド	2023 年 3 月 31 日設 立

(注) 議決権所有割合について、組合形態のものについては、子会社又は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による業務執行権の所有割合を () 内に記載しています。

(6) 対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

<第5期中期経営計画（2024～2026年度）の推進>

当行は、2024年6月に、第5期中期経営計画(2024～2026年度)を策定しました。本中期経営計画では、取組のテーマとして、『「先導」と「共創」：世界の課題解決を「先導」する。未来を「共に創る」。～Navigate toward and Co-create a Valuable Future～』を掲げるとともに、重点取組課題として、「Ⅰ 持続可能な未来の実現」、「Ⅱ 我が国産業の強靱化と創造的変革の支援」、「Ⅲ 戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供」、「Ⅳ 価値創造に向けた組織基盤の強化・改革」の4つを設定し、その下に11の取組目標を置いて取組を進めています。

<第5期中期経営計画（2024～2026年度）の概要>

重点取組課題	取組目標
Ⅰ. 持続可能な未来の実現	
	① カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献
	② ホスト国との協働による社会課題解決への貢献
	③ サステナビリティ経営の責任ある実行
Ⅱ. 我が国産業の強靱化と創造的変革の支援	
	④ 我が国のエネルギー安全保障の確保、国益に資するバリューチェーン/サプライチェーン強靱化及び先端的産業基盤への支援
	⑤ 革新的技術・事業の展開支援
	⑥ グローバルに活躍する中堅・中小企業の海外展開支援
Ⅲ. 戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供	
	⑦ 我が国の対外経済政策の構築・実現に貢献する案件への支援
	⑧ 戦略的な情報分析を通じた独自のソリューションの提供
Ⅳ. 価値創造に向けた組織基盤の強化・改革	
	⑨ 人的資本経営の実践
	⑩ DXによる業務効率化・業務推進基盤の整備
	⑪ エンゲージメントの高い組織づくり・組織の基盤強化と安定・効率的運営

<サステナビリティに関する事項>

当行はサステナビリティ実現に向けた強いコミットメントを示すため、株式会社国際協力銀行 ESGポリシーを策定し、とりわけ国際経済社会にとって対応が急務となっている気候変動問題への対応方針を公表しています。

かかるポリシーに基づき、パリ協定の国際的な実施に向け、2030年までの自らの温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロの達成、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求するとともに、これまで培ってきた各国政府・政府機関などとの関係を基に、エンゲージメントを行い、新興国・途上国におけるエネルギートランジションを加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献してまいります。

また、2023年4月に人権方針を公表しました。人権尊重を重要かつ積極的に取り組むべき課題と認識し、組織としての人権尊重に対するコミットメントを示した上で、顧客及びサプライヤーによる人権尊重への期待を表明しています。

当行は、企業理念、中長期ビジョン及び第5期中期経営計画を念頭に、世界の課題解決を先導し未来を共に創るべく、サステナビリティに関する取組を一層強化し、ステークホルダーの皆様と対話を重ねながら、持続可能な未来の実現に向け取り組んでいます。

<株式会社国際協力銀行 ESG ポリシーの概要>

(1)サステナビリティの実現に向けた取組方針	
Environment	<ul style="list-style-type: none"> ① 出融資等を通じた脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応 ② 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに沿った自然環境等への配慮確認 ③ グリーンボンドの発行
Social	<ul style="list-style-type: none"> ① 出融資等を通じた社会的課題解決に資する事業に対する支援 ② 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに沿った地域社会等への配慮確認 ③ 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進
Governance	<ul style="list-style-type: none"> ① サステナビリティ推進体制の強化 ② コンプライアンス態勢の実効性強化 ③ 外部イニシアチブへの参加
(2)気候変動問題への対応方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① パリ協定の国際的な実施に向けた貢献 <ul style="list-style-type: none"> ● 2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成の追求 ● 2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成の追求 ② 気候変動関連ファイナンスの強化 ③ 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく気候関連情報開示の推進 ④ 環境社会に配慮した出融資等の取組 	

<ウクライナ侵略に伴う対ロシア制裁について>

2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受けて、日本政府を含む各国政府は対ロシア制裁を実施しており、これを受けてロシア政府からは大統領令等の対抗措置が実施されています。このような状況を踏まえ、当行としても、各国政府等による制裁やこれを受けたロシア政府の対抗措置の動向を注視しつつ対応を行っています。

<人的資本、多様性に関する取組>

企業理念、中長期ビジョンを踏まえ、政策金融機関としての目的を達成していくためには、人的資本、すなわち当行で働く役職員が、金融に関する「専門性」、複雑化する国際関係の中で日本と国際経済社会の発展を見据えられる「公共性」と「国際性」、そのいずれをも高い水準で備え、そして活躍してもらうことが必要となります。このため、第4期中期経営計画では、「多様な職員の能力と活

力を引き出す人材育成と働き方改革の推進」を取組目標として掲げ、優れた人材の獲得・育成やその活躍を後押しする取組を実施してきました。また、2024年6月策定の第5期中期経営計画においては、「人的資本経営の実践」を掲げ、役職員が能力を最大限発揮できる組織運営を目指し、引き続き制度面の整備に取り組むとともに、職員一人一人がやりがいを感じながら前向きに仕事ができるような環境作りを目指しています。

具体的には、オフィスワークとテレワークを組み合わせたハイブリッドワークの継続的推進、電子化を中心とした情報基盤整備と業務効率化、グループアドレス導入等のオフィス・テレワーク環境整備、Learning Management System (LMS) 導入等のリモート環境下での人材育成強化、自律的なキャリア形成・能力開発支援、職員の心身の健康増進、男性育休の普及を含む育児・介護等と仕事の両立支援、勤務体制の柔軟化等の諸施策に取り組んできました。

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 5兆1,640億株

発行済株式の総数 2兆1,828億株

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	2兆1,828億株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

2025年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職
林 信 光	代表取締役総裁(当行の業務を総理、監査部)	-
天 川 和 彦	代表取締役副総裁(総裁を補佐して、当行の業務を掌理)	-
橋 山 重 人	代表取締役専務取締役(企画部門、産業ファイナンス部門)	-
菊 池 洋	常務取締役(審査・リスク管理部門、企画部門に関する専務補佐)	-
小 川 和 典	常務取締役(財務・システム部門、インフラ・環境ファイナンス部門)	-
内 田 誠	常務取締役(資源ファイナンス部門、エクイティファイナンス部門)	株式会社 JBIC IG Partners 取締役(非常勤)
前 田 匡 史	取締役会長	株式会社 JBIC IG Partners 取締役会長(非常勤) 株式会社 IGPI グループ アドバイザリーボード 株式会社 SDG インパクトジャパン社外取締役(非常勤)
小 泉 慎 一	取締役(社外取締役)	株式会社ディー・エヌ・エー常勤監査役 株式会社 Preferred Networks 取締役
川 村 嘉 則	取締役(社外取締役)	阪神電気鉄道株式会社取締役 DMG 森精機株式会社監査役
那 須 規 子	常勤監査役	独立行政法人自動車事故対策機構監事(非常勤)
土 屋 光 章	監査役(社外監査役)	合同製鐵株式会社取締役
本 村 彩	監査役(社外監査役)	稲葉総合法律事務所パートナー弁護士 イオン・リートマネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員 平和不動産リート投資法人執行役員 株式会社 JBIC IG Partners 監査役(非常勤)

(注) 1 取締役 小泉 慎一氏及び川村 嘉則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2 監査役 土屋 光章氏及び本村 彩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3 監査役 土屋 光章氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関

する相当程度の知見を有する者です。

- 4 監査役 本村 彩氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有する者です。
- 5 取締役 小泉 慎一氏、取締役 川村 嘉則氏、監査役 土屋 光章氏、監査役 本村 彩氏が兼職している法人等と当行との関係については、以下（２）イをご参照ください。
- 6 当期中の役員の状態及び担当の異動の状況は以下のとおりです。

氏 名	新役職（新担当）	旧役職（旧担当）	異動年月日
林 信 光	代表取締役総裁（当行の業務を総理、監査部）	代表取締役総裁（監査部）	2024年6月18日
天 川 和 彦	代表取締役副総裁（総裁を補佐して、当行の業務を掌理）	代表取締役副総裁（資源ファイナンス部門、エクイティファイナンス部門）	2024年6月18日
菊 池 洋	常務取締役（審査・リスク管理部門、企画部門に関する専務補佐）	[新任]	2024年6月18日
小 川 和 典	常務取締役（財務・システム部門、インフラ・環境ファイナンス部門）	[新任]	2024年6月18日
内 田 誠	常務取締役（資源ファイナンス部門、エクイティファイナンス部門）	[新任]	2024年6月18日
大 石 一 郎	[退任]	常務取締役（審査・リスク管理部門、米州地域に係る国別業務方針に関する事項、国際機関連携、日米豪連携）	2024年6月18日
田 中 一 彦	[退任]	常務取締役（財務・システム部門、アジア大洋州地域に係る国別業務方針に関する事項）	2024年6月18日
谷 本 正 行	[退任]	常務取締役（インフラ・環境ファイナンス部門、欧阿中東地域に係る国別業務方針に関する事項）	2024年6月18日

（２）社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職等の状況

社外役員の重要な兼職については、上記（１）をご参照ください。

取締役 川村 嘉則氏が監査役を務める DMG 森精機株式会社と当行の間には、通常の営業取引があります。取締役 川村 嘉則氏が取締役を務める阪神電気鉄道株式会社と当行の間には、不動

産貸貸借に関する取引があります。

監査役 本村 彩氏が社外監査役を務める株式会社 JBIC IG Partners は当行の連結子会社です。

上記以外には、社外役員の重要な兼職先と当行との間に開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
小泉 慎一 (社外取締役)	<p>当期に開催された取締役会 17 回の全てに出席。内部監査委員会 4 回の全てに出席。</p> <p>社外取締役である小泉氏には、民間企業役員として海外事業展開やクロスボーダーM&A を含めた企業経営に中心的に携わってきた経験、政府委員として政府方針策定につながる議論に参加してきた経験、経団連会長特別アドバイザーとして関与してきた経団連での様々な経験等を通じて得た識見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、取締役会の監督機能の重要な担い手として、業務執行の監督を行う役割を期待しています。</p> <p>当期において、小泉氏は、取締役会におけるスタートアップ投資戦略に係る審議等において、民間企業での経験を活かして投資対象分野の考え方等に係る意見を積極的に提示したほか、内部監査委員会にも構成員として出席し、いずれも客観的な見地から審議の活発化及び意思決定に貢献しました。また、経営諮問・評価委員会に 1 回、委員として出席し、取締役会での議論も踏まえた発言を行い、委員会としての審議の活発化と客観性のある意思決定に貢献しました。</p>
川村 嘉則 (社外取締役)	<p>当期に開催された取締役会 17 回のうち 16 回に出席。内部監査委員会 4 回のうち 3 回に出席。</p> <p>社外取締役である川村氏には、民間金融機関役員として国際業務や投資銀行業務を含めた企業経営に中心的に携わってきた経験や政府委員として政府方針策定につながる議論に参加してきた経験を通じて得た識見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、取締役会の監督機能の重要な担い手として、業務執行の監督を行う役割を期待しています。</p> <p>当期において、川村氏は、取締役会におけるスタートアップ投資戦略に係る審議等において、民間金融機関での経験を活かして推進体制整備やリスクの考え方等の観点から意見を積極的に提示したほか、内部監査委員会にも構成員として出席し、いずれも客観的な見地から審議の活発化及び意思決定に貢献しました。また、経営諮問・評価委員会に 1 回及びリスク・アドバイザー委員会に 1 回、それぞれ委員として出席し、取締役会での議論も踏まえた発言を行い、委員会としての審議の活発化と客観性のある意思決定に貢献しました。</p>

土屋 光章 (社外監査役)	当期に開催された取締役会 17 回のうち 14 回に出席。 当期に開催された監査役会 16 回の全てに出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行いました。
本村 彩 (社外監査役)	当期に開催された取締役会 17 回のうち 16 回に出席。 当期に開催された監査役会 16 回の全てに出席。 企業法務の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行いました。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小泉 慎一	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
川村 嘉則	
土屋 光章	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
本村 彩	

(3) 常勤監査役の責任限定契約

那須 規子	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
-------	--

(4) 役員等賠償責任保険契約

当行は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の内容の概要等は以下のとおりです。

イ 被保険者の範囲

当行の取締役、監査役、執行役員（常務執行役員及び取締役会決議によらない執行役員を含む。）、専任審議役、地域統括、首席駐在員及び管理職従業員、当行が指示又は依頼して株式会社 JBIC IG Partners の役員に就任した者並びに当行から出向先（日本の会社法上の会社であって、その株式がいかなる取引市場においても公開取引されていないもの、又は当行が出資する外国法人のうち保険契約上で特に指定された会社に限る。）に役員として出向した者（当行が指示又は依頼して職務執行者に就任した者を含む。）。

ロ 保険契約の内容の概要

被保険者がイの地位にある者として業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求（株主代表訴訟及び当行からの請求に係るものを含む。）がされ、被保険者が法律上の損

害賠償金又は争訟費用を負担することによって生ずる損害等を当該保険契約により填補することとしています。保険料は取締役会の決議を経て全額当行が負担しています。当該保険契約によって被保険者である当行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益若しくは便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については填補対象外としています。

(5) 役員報酬に関する事項

イ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2025年2月4日付の臨時株主総会決議において総額で年額167百万円以内と決定されています。当該臨時株主総会決議後の取締役の人数は9名です。

監査役の報酬の額は、2025年2月4日付の臨時株主総会決議において総額で年額34百万円以内と決定されています。当該時点において当該決議による定めの対象とされていた監査役の人数は3名です。

ロ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	165百万円 (18百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	33百万円 (16百万円)
合 計	15名	198百万円

(注) 1 上記の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額10百万円(取締役9百万円、監査役1百万円)が含まれています。

2 上記の報酬等の額以外に、社外監査役は、当期において、子会社からの役員報酬等として、4百万円を受領しています。

3 上記の報酬等の額以外に、役員退職慰労引当金繰入額として、10百万円(取締役8百万円、監査役1百万円)を計上しています。

4 上記の報酬等の額以外に、2024年6月18日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、2名の退任取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。
退任取締役 2名 12百万円

(当該金額には、過年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額11百万円が含まれています。)

取締役会は、上記退任取締役に対する退職慰労金の具体的な支給額の算定については、常務執行役員 企画部門長 根岸 靖明に委任しています。当該権限を委任した理由は、後述のとおり、退職慰労金の算定方法を規程で定めるなど、具体的な支給額の決定に当たり裁量の余地がないようにする措置を講じている中において、退任時点での本俸や在職期間を含め、具体額の算定に必要な情報を把握する常務執行役員 企画部門長が算定を行うことが合理的かつ適切と判断しているためです。取締

役会は、当該権限が当該常務執行役員によって適切に行使されるよう、退職慰労金の支給額について、その算定方法を規程として取締役会において定め、当該規程に従い決定する方針を取締役会で決定しており、かつ、その際に考慮される業績評価については経営諮問・評価委員会において決定することとしており、当該常務執行役員が具体的な支給額を決定することについて裁量の余地が認められないようにする措置を講じています。

- 5 取締役及び監査役の報酬等に、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は含まれていないことから、報酬等の総額には業績連動報酬等でない金銭報酬の総額を記載しています。
- 6 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員	103 百万円	—
公認会計士 西田 裕志		
公認会計士 栗田 俊郎		
公認会計士 橋本 宜幸		

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意しています。

3 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。なお、当行は上記記載金額とは別に、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務として、2024年度分IFRS財務諸表に関する監査業務について55百万円を対価とする契約を締結しています。

4 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、米国証券取引委員会への2024年度年次更新書類同意書発出業務等についての対価を支払っています。

5 当行及び当行の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は176百万円です。

6 当行の重要な子会社のうち、Russia-Japan Investment Fund, L.P.、JB Nordic Fund I SCSp、NordicNinja Fund II SCSpは、当行の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を監査役会において検討いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」（内部統制基本方針）を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容（2025年3月31日時点）及び当期における運用状況の概要は次のとおりです。

（1）取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行及びその子会社（以下「当行グループ」と総称する。）の取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、当行は、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、当行の取締役及び職員に周知する。また、子会社に対しては、当行の企業理念及び行動原則を周知するとともに、その業務の規模や特性に応じて、法令等の遵守その他のコンプライアンスに関して適切な措置を取る。
- ロ 当行の取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
- ハ 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、当行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- ニ 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。
- ホ 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ヘ 当行は、当行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

（運用状況の概要）

コンプライアンスを統括する部署である法務・コンプライアンス統括室が、各部署において遵守すべき法令等・内部規程の制定・改廃状況のフォローや必要な見直しを実施させているほか、コンプライアンス・マニュアルを制定しコンプライアンス研修等を通じて役職員等に周知している。また当行の子会社においても、子会社のコンプライアンスオフィサーが、役職員等への研修、指導、周知等の実施を行い、コンプライアンスへの取組を推進している。

また、当行グループの法令等遵守状況等のモニタリングに係る経営会議を5回実施しているほか、当行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議・決定し、コンプライアンス及び顧客保護等管理に関する報告を受けるために経営会議から委任を受けたコンプライアンス・顧客保護等管理委員会の設置、内部通報制度（公益通報者保護法に基づく公益通報に関するものを含む。）の整備・運営、出融資保証等取引・経費支出等における反社会的勢力並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止（AML/CFT）への対応関連手続を整備している。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取り扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締

役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

- ハ 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(運用状況の概要)

内部規程に基づき、取締役会の議事録のほか、役職員の職務の執行に係る文書を保存・管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当行は、当行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、当行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じてリスク管理に関して適切な措置を取り、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 当行は、当行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。

ハ 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じて適切な措置を取り、当行グループの危機管理の態勢整備に努める。

ニ 当行は、危機事象が発生し当行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(運用状況の概要)

経営会議からの委任を受けて設置している統合リスク管理委員会において統合リスク管理に関する重要な事項の審議・決定を行っている。統合リスク管理委員会については10回開催し、各種リスク管理に関する方針及び重要な事項について審議・決定するとともに、当行グループのリスク管理の状況や統合リスク管理態勢整備の状況等についてモニタリングを実施した。情報セキュリティ・ICT推進委員会については8回開催し、情報セキュリティ対策やインシデント発生時の緊急時対応計画等の審議を実施した。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を策定し、適切に当行グループとしての経営管理を行う。

ロ 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

ハ 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等に係る内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

ニ 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(運用状況の概要)

第5期中期経営計画(2024~2026年度)を策定し、当行グループの経営管理を適切に実施している。経営会議は29回開催し、取締役会からの委任事項の審議・決定を実施するとともに、業務決定会議や統合リスク管理委員会等各種会議・委員会を複数開催し、経営会議からの委任事項の審議・決定を実施した。

(5) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ 当行は、当行グループの業務の適正を確保するため、当行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。
- ロ 当行は、当行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当行に対する適切な報告体制を確立する。

(運用状況の概要)

当行の子会社の業務執行上の重要事項等は、四半期ごとに当行の取締役会に報告する体制を整備し、報告を実施している。

(6) 業務の適正を確保するための内部監査体制

- イ 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、当行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- ハ 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- ニ 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき当行及び必要に応じて当行の子会社の内部監査を行い、その結果について内部監査を担当する取締役に報告する。
- ホ 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- ヘ 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(運用状況の概要)

当行グループの業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定めるとともに、内部監査委員会を4回開催し、年度内部監査計画の審議・決定、監査計画の実施結果の報告を実施し、当該審議・決定、報告を経た上で取締役会への報告を実施した。これとは別に、年度内部監査計画に基づく個別監査の監査結果について、監査部より、総裁とともに内部監査委員会の構成員である取締役及び監査役に個別に報告した。さらに、監査部は、内部監査の効率的な実施のため監査役・会計監査人と情報・意見交換を実施した。

(7) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- イ 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。

- ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- ハ 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し職員を配置している。

(8) 監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項

イ 当行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

ロ 当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

(イ) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

(ロ) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

(ハ) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

(ニ) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと

(ホ) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

(ヘ) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助する職員の人事考課その他の人事に関する事項の決定については、常勤監査役の同意を得る等、当該職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性を確保するための体制を整備している。

(9) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に当行の監査役に報告する。

ロ 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、当行の監査役に速やかに報告する。

ハ 当行グループは、前ロに基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(運用状況の概要)

代表取締役及び業務を執行する取締役は、担当する出融資保証等業務、資金調達、リスク管理等の状況について、監査役が出席する取締役会等において適時・的確に報告している。また、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役が当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見・報告したときは、監査役が出席するコンプライアンス・顧客保護等管理委員会において議論される仕組みとなっている。法務・コンプライアンス統括室長は、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役が発見・報告した事案のうち当行としての意思決定又は対外的な説明を直ちに必要とする事案又はそのおそれのある事案については、直ちに総裁、企画部門担当取締役及び企画部門長に報告するとともに、速やかにその内容を経営企画部その他関係部室等及び監査役に報告する体制を整備している。

また、当行グループは、上記に基づき報告を行った当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わないことを内部規程において定めている。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(運用状況の概要)

監査役は、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役から適時・的確に職務の執行状況について報告を受けており、取締役会のほか、経営会議、業務決定会議及び統合リスク管理委員会等に出席して、必要な意見を述べているほか、総裁、法務・コンプライアンス統括室、監査部、会計監査人との間でそれぞれ会合を実施し、意見交換を行っている。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、前(10)の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

(運用状況の概要)

監査役の職務の執行において生ずる費用については、監査役との協議に基づき、適切に予算を配布し、監査役の職務の執行について生じた費用又は債務については、当行が全て負担している。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以 上

附属明細書（事業報告関係）

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上

【計算書類】

1 株式会社国際協力銀行

第13期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,760,052	借 用 金	8,720,489
現 金	0	借 入 金	8,720,489
預 け 金	2,760,052	社 債	6,119,651
有 価 証 券	301,469	そ の 他 負 債	1,046,294
株 式	255	未 払 費 用	122,243
そ の 他 の 証 券	301,214	前 受 収 益	5,805
貸 出 金	15,414,487	金 融 派 生 商 品	836,580
証 書 貸 付	15,414,487	金融商品等受入担保金	26,660
そ の 他 資 産	1,097,763	リ ー ス 債 務	7
前 払 費 用	1,120	そ の 他 の 負 債	54,997
未 収 収 益	172,361	賞 与 引 当 金	649
金 融 派 生 商 品	27,317	役 員 賞 与 引 当 金	10
金融商品等差入担保金	896,220	退 職 給 付 引 当 金	4,476
そ の 他 の 資 産	743	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	51
有 形 固 定 資 産	34,828	支 払 承 諾	1,325,383
建 物	8,076	負 債 の 部 合 計	17,217,006
土 地	24,313	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	72	資 本 金	2,332,800
その他の有形固定資産	2,366	利 益 剰 余 金	1,162,047
無 形 固 定 資 産	8,949	利 益 準 備 金	1,078,342
ソ フ ト ウ ェ ア	8,949	そ の 他 利 益 剰 余 金	83,704
前 払 年 金 費 用	418	繰 越 利 益 剰 余 金	83,704
支 払 承 諾 見 返	1,325,383	株 主 資 本 合 計	3,494,847
貸 倒 引 当 金	△501,749	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,329
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△298,579
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△270,250
		純 資 産 の 部 合 計	3,224,596
資 産 の 部 合 計	20,441,603	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,441,603

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,023,236
資金運用収益	983,042
貸出金利	917,774
有価証券利息配当	8,971
預け金利息	54,252
その他の受入利息	2,044
役員取引等収益	20,485
その他の役員収益	20,485
その他の業務収益	796
金融派生商品収益	789
その他の業務収益	6
その他の経常収益	18,911
償却債権取立	12,646
株式等売却	4,818
組合出資に係る持分損益	1,234
その他の経常収益	211
経常費用	939,547
資金調達費用	867,154
借入金利息	337,833
社債利息	182,191
金利スワップ支払利息	343,513
その他の支払利息	3,615
役員取引等費用	3,461
その他の役員費用	3,461
その他の業務費用	4,109
外国為替売買損	2,437
社債発行費	884
その他の業務費用	786
営業経常費用	29,326
その他の経常費用	35,496
貸倒引当金繰入	20,524
株式等償却	14,098
その他の経常費用	873
経常利益	83,688
特別利益	15
固定資産処分	15
当期純利益	83,704

第13期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,211,800	1,046,875	62,934	1,109,809	3,321,609
当期変動額					
新株の発行	121,000				121,000
準備金繰入		31,467	△31,467	—	—
国庫納付			△31,467	△31,467	△31,467
当期純利益			83,704	83,704	83,704
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	121,000	31,467	20,769	52,237	173,237
当期末残高	2,332,800	1,078,342	83,704	1,162,047	3,494,847

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41,226	△382,907	△341,680	2,979,929
当期変動額				
新株の発行				121,000
準備金繰入				—
国庫納付				△31,467
当期純利益				83,704
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,897	84,327	71,430	71,430
当期変動額合計	△12,897	84,327	71,430	244,667
当期末残高	28,329	△298,579	△270,250	3,224,596

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 501,749百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類 連結注記表 重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式等及び出資金総額 77,022百万円
2. 株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	該当事項はありません
危険債権額	334,189百万円
3月以上延滞債権額	123,001百万円
貸出条件緩和債権額	68,314百万円
合計額	525,505百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、2,556,199百万円であります。

4. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、発行する社債は6,119,651百万円であります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 4,798百万円

6. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券60,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

7. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	314百万円
その他経常取引に係る収益総額	11百万円
2. 関係会社との取引による費用

その他経常取引に係る費用総額	1,457百万円
----------------	----------

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式等 (2025年3月31日現在)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式及び組合出資金	17,595
関連会社株式等及び組合出資金	59,427
合 計	77,022

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	95,401	99,438	△4,036
	小計	95,401	99,438	△4,036
合 計		95,401	99,438	△4,036

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	60,320
組合出資金	95,384
合 計	155,705

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	16,762	4,818	—
合 計	16,762	4,818	—

6. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

当行は、法人税法（1965年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	政策金融行政	増資の引受 (注1)	121,000	—	—
				資金の受入 (注2)	2,068,082	借入金	8,720,489
				借入金の返済	2,484,485		
				借入金利息の 支払(注2)	337,833	未払費用	68,017
				社債への被保証 (注3)	6,089,651	—	—

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	なし	連帯債務関係	連帯債務	20,000 (注1、3)	—	—
	株式会社日本政策金融公庫				60,000 (注2、3)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(2002年法律第136号)附則第4条第1項の規定により独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円47銭
1株当たりの当期純利益金額	0円04銭

計算書類の附属明細書

第13期 事業年度	自	2024年4月1日
	至	2025年3月31日

株式会社国際協力銀行

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資産の種類	当期首残高 (帳簿価額)	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							
建 物	5,616	2,877	—	418	8,076	2,715	25.16
土 地	24,311	1	—	—	24,313	—	—
建設仮勘定	1,114	4,304	5,345	—	72	—	—
その他の 有形固定資産	1,750	1,402	4	782	2,366	2,082	46.80
有形固定資産計	32,793	8,586	5,350	1,201	34,828	4,798	
無形固定資産							
ソフトウェア	11,462	835	190	3,157	8,949	8,864	
無形固定資産計	11,462	835	190	3,157	8,949	8,864	

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	536,412	265,024	55,187	244,499	501,749
一般貸倒引当金	208,574	172,442	—	208,574	172,442
個別貸倒引当金	302,173	65,895	55,187	10,260	302,620
特定海外債権引当勘定	25,663	26,686	—	25,663	26,686
賞 与 引 当 金	660	649	660	—	649
役員賞与引当金	10	10	10	—	10
退職給付引当金	4,631	478	633	—	4,476
役員退職慰労引当金	52	10	11	—	51
計	541,767	266,173	56,503	244,499	506,937

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金…………… 洗替による取崩額
 個別貸倒引当金…………… 回収等による取崩額
 特定海外債権引当勘定…………… 洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	7,190
退 職 給 付 費 用	90
福 利 厚 生 費	1,029
減 価 償 却 費	4,358
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	708
営 繕 費	767
消 耗 品 費	419
給 水 光 熱 費	110
旅 費	2,057
通 信 費	288
広 告 宣 伝 費	8
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	80
租 税 公 課	837
そ の 他	11,381
計	29,326

2 一般業務勘定

第13期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,448,691	借入金	8,716,289
現金	0	社債	8,716,289
預け金	2,448,691	その他の負債	6,119,651
有価証券	293,918	未払費用	1,043,861
株式	255	前受収益	122,239
その他の証券	293,663	金融派生商品	5,805
貸出金	15,400,591	金融商品等受入担保金	834,668
証書貸付	15,400,591	リース債務	26,140
その他の資産	1,095,212	その他の負債	7
前払費用	1,103	賞与引当金	55,000
未収収益	172,314	役員賞与引当金	639
金融派生商品	26,755	退職給付引当金	10
金融商品等差入担保金	894,260	役員退職慰労引当金	4,433
その他の資産	778	支払承諾	50
有形固定資産	34,828	負債の部合計	1,325,383
建物	8,076		17,210,319
土地	24,313	(純資産の部)	
建設仮勘定	72	資本金	2,004,500
その他の有形固定資産	2,366	利益剰余金	1,161,828
無形固定資産	8,949	利益準備金	1,077,744
ソフトウェア	8,949	その他利益剰余金	84,083
前払年金費用	417	繰越利益剰余金	84,083
支払承諾見返	1,325,383	株主資本合計	3,166,328
貸倒引当金	△501,717	その他有価証券評価差額金	28,329
		繰延ヘッジ損益	△298,702
		評価・換算差額等合計	△270,372
		純資産の部合計	2,895,955
資産の部合計	20,106,275	負債及び純資産の部合計	20,106,275

第13期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,019,451
資金運用収益	981,918
貸出金利	916,656
有価証券利息配当	8,971
預け金利息	54,252
その他の受入利息	2,039
役員取引等収益	20,361
その他の役員収益	20,361
その他の業務収益	796
金融派生商品収益	789
その他の業務収益	6
その他の経常収益	16,374
償却債権取立	12,646
株式等売却	2,216
組合出資に係る持分損益	1,234
その他の経常収益	276
経常費用	935,383
資金調達費用	866,537
借入金利息	337,833
社債利息	182,191
金利スワップ支払利息	342,898
その他の支払利息	3,614
役員取引等費用	3,337
その他の役員費用	3,337
その他の業務費用	4,022
外国為替売買損	2,350
社債発行費	884
その他の業務費用	786
営業経費	28,929
その他の経常費用	32,555
貸倒引当金繰入額	20,631
株式等償却	11,911
その他の経常費用	13
経常利益	84,068
特別利益	15
固定資産処分	15
当期純利益	84,083

第13期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,883,500	1,046,379	62,730	1,109,109	2,992,609
当期変動額					
新株の発行	121,000				121,000
準備金繰入		31,365	△31,365	—	—
国庫納付			△31,365	△31,365	△31,365
当期純利益			84,083	84,083	84,083
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	121,000	31,365	21,353	52,718	173,718
当期末残高	2,004,500	1,077,744	84,083	1,161,828	3,166,328

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	40,223	△383,328	△343,105	2,649,504
当期変動額				
新株の発行				121,000
準備金繰入				—
国庫納付				△31,365
当期純利益				84,083
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△11,893	84,626	72,732	72,732
当期変動額合計	△11,893	84,626	72,732	246,451
当期末残高	28,329	△298,702	△270,372	2,895,955

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

【一般業務勘定】

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 501,717百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクとして、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金は、当行があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定や、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り等が含まれております。

(注) 当行の与信に伴う信用リスクの詳細については、「(金融商品関係) 1. 金融商品の状況に関する事項 (2) 金融商品の内容及びそのリスク イ 信用リスク」の記載をご参照ください。

② 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローであります。

上記の仮定は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否等によって影響を受けるため、当行の見積り及び判断は、経済環境の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。

そのため、主要な仮定に関する見積り及び判断は、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢に関し、各国政府等はロシアへの経済制裁等の各種措置を講じておりますが、当事業年度においては、ロシア関連の与信先について、債務者区分判定の過程で当該措置が与信先の事業や債務履行に与える影響を精査し、個別に信用リスクへの影響を評価することを通じて、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の影響を貸倒引当金に反映しております。今後、経済制裁等の措置の対象拡大や長期化等によって与信先の債務者区分に直接・間接的に影響が生じる可能性があります。

上記事象の今後の見通しには不確実性があるため、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の趨勢により、翌事業年度末の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りではありますが、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢以外にも見積りの不確実性が高く、見積り時点の想定以上に債務者の業績や財務内容等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式等及び出資金総額 69,763百万円
2. 株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	該当事項はありません
危険債権額	334,189百万円
3月以上延滞債権額	123,001百万円
貸出条件緩和債権額	68,314百万円
合計額	525,505百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、2,549,053百万円であります。

4. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、一般業務勘定が発行する社債は6,119,651百万円であります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 4,798百万円

6. 偶発債務

一般業務勘定は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券60,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により一般業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

7. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分には制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	314百万円
その他経常取引に係る収益総額	11百万円
2. 関係会社との取引による費用

その他経常取引に係る費用総額	1,457百万円
----------------	----------

(株主資本等変動計算書関係)
発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,883,500,000,000	121,000,000,000	—	2,004,500,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 121,000,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法に基づき、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

【一般業務勘定】

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等に

【一般業務勘定】

より返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaRによる市場リスク量計測等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量（VaR）等を計測しており、当事業年度の一般業務勘定における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量（VaR）の状況（当事業年度末）

1,930億円

b 市場リスク量（VaR）の計測手法

ヒストリカル法（信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年）

c 市場リスク量（VaR）によるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計

【一般業務勘定】

測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ VaR値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。
- ・ VaR値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、金融商品等差入担保金及び金融商品等受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
その他有価証券 (* 1)	68,741	68,741	—
(2) 貸出金	15,400,591		
貸倒引当金 (* 2)	△470,700		
	14,929,891	15,042,695	112,804
資産計	14,998,632	15,111,437	112,804
(1) 借入金	8,716,289	8,604,190	△112,099
(2) 社債	6,119,651	5,953,944	△165,706
負債計	14,835,940	14,558,134	△277,805
デリバティブ取引 (* 3)			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されて いるもの	(807,913)	(807,913)	—
デリバティブ取引計	(807,913)	(807,913)	—

(* 1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(* 3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

【一般業務勘定】

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式等(子会社・関連会社)(*1)	10,896
② 非上場株式等(子会社・関連会社以外)(*1)(*2)	60,028
③ 組合出資金(子会社・関連会社)(*3)	58,867
④ 組合出資金(子会社・関連会社以外)(*3)	95,384
合 計	225,177

(*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式等(子会社・関連会社以外)について11,911百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
その他有価証券	—	3,700	32,700	7,100	9,400	9,300
貸出金(*1)	2,410,701	3,714,394	3,427,996	2,148,610	1,774,244	1,590,455
合 計	2,410,701	3,718,094	3,460,696	2,155,710	1,783,644	1,599,755

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない334,189百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	175,826	4,749,720	2,291,442	523,600	795,200	180,500
社債	1,589,960	2,311,291	1,174,417	903,400	149,520	—
合 計	1,765,786	7,061,011	3,465,859	1,427,000	944,720	180,500

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
その他有価証券（*1）				
円建外債	—	59,469	—	59,469
資産計	—	59,469	—	59,469
デリバティブ取引（*2）				
金利関連	—	(200,887)	—	(200,887)
通貨関連	—	(607,025)	—	(607,025)
デリバティブ取引計	—	(807,913)	—	(807,913)

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は9,272百万円であります。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

①第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又は評 価・換算差額等		購入・売 却及び償 還の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 貸借対照表日 において保有する 投資信託の評価 損益
	損益に 計上	その他有 価証券評 価差額金					
2,403	—	△1,341	8,210	—	—	9,272	—

②決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には投資管理会社の承諾を要するもの	9,272

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
貸出金	—	—	15,042,695	15,042,695
資産計	—	—	15,042,695	15,042,695
借入金	—	8,604,190	—	8,604,190
社債	—	5,953,944	—	5,953,944
負債計	—	14,558,134	—	14,558,134

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合や、公表された相場価格は存在しないが公社債売買参考統計値が入手できる場合にはレベル2の時価に分類しております。主に円建外債がこれに含まれます。

また、円建外債の一部については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等を反映させた元利金の合計額をリスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であると考えられることから、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債のうち、財投機関債については公社債売買参考統計値の価格を時価としており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。また、政府保証外債については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

当行の保有するデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、クレジットスプレッド等であります。観察できないインプットを用いていないことからレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
該当事項はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式等（2025年3月31日現在）

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	94,881	98,918	△4,036
	小計	94,881	98,918	△4,036
合 計		94,881	98,918	△4,036

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	8,352	2,216	—
合 計	8,352	2,216	—

6. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（1965年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	1,462百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,073百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	16百万円

(注) 一般業務勘定の関連会社のうち、当業務勘定の損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社等については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	政策金融行政	増資の引受 (注1)	121,000	—	—
				資金の受入 (注2)	2,068,082	借入金	8,716,289
				借入金の返済	2,484,485		
				借入金利息の 支払(注2)	337,833	未払費用	68,017
				社債への 被保証(注3)	6,089,651	—	—

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
 2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
 3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
 4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人 国際協力機構 株式会社日本 政策金融公庫	なし	連帯債務関係	連帯債務	20,000 (注1、3)	—	—
					60,000 (注2、3)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により当行が承継した国際協力銀行既発債券のうち、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(2016年法律第41号)附則第3条第1項の規定により当業務勘定に整理されたものに対し、独立行政法人国際協力機構法(2002年法律第136号)附則第4条第1項の規定により独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円44銭
1株当たりの当期純利益金額	0円04銭

計算書類の附属明細書

第13期 事業年度	自	2024年4月1日
	至	2025年3月31日

株式会社国際協力銀行
(一般業務勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資産の種類	当期首残高 (帳簿価額)	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							
建 物	5,616	2,877	—	418	8,076	2,715	25.16
土 地	24,311	1	—	—	24,313	—	—
建設仮勘定	1,114	4,304	5,345	—	72	—	—
その他の 有形固定資産	1,750	1,402	4	782	2,366	2,082	46.80
有形固定資産計	32,793	8,586	5,350	1,201	34,828	4,798	
無形固定資産							
ソフトウェア	11,462	835	190	3,157	8,949	8,864	
無形固定資産計	11,462	835	190	3,157	8,949	8,864	

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	536,274	264,992	55,187	244,361	501,717
一般貸倒引当金	208,436	172,411	—	208,436	172,411
個別貸倒引当金	302,173	65,895	55,187	10,260	302,620
特定海外債権引当勘定	25,663	26,686	—	25,663	26,686
賞 与 引 当 金	650	639	650	—	639
役員賞与引当金	10	10	10	—	10
退職給付引当金	4,591	469	626	—	4,433
役員退職慰労引当金	51	10	11	—	50
計	541,578	266,122	56,486	244,361	506,851

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金…………… 洗替による取崩額
 個別貸倒引当金…………… 回収等による取崩額
 特定海外債権引当勘定…………… 洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	7,078
退 職 給 付 費 用	81
福 利 厚 生 費	1,013
減 価 償 却 費	4,358
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	697
営 繕 費	755
消 耗 品 費	413
給 水 光 熱 費	108
旅 費	2,025
通 信 費	284
広 告 宣 伝 費	7
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	79
租 税 公 課	821
そ の 他	11,205
計	28,929

3 特別業務勘定

第13期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	311,361	借 用 金	4,200
預 け 金	311,361	借 入 金	4,200
有 価 証 券	7,550	そ の 他 負 債	2,471
そ の 他 の 証 券	7,550	未 払 費 用	4
貸 出 金	13,895	金 融 派 生 商 品	1,911
証 書 貸 付	13,895	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	520
そ の 他 資 産	2,589	そ の 他 の 負 債	35
前 払 費 用	17	賞 与 引 当 金	10
未 収 収 益	47	役 員 賞 与 引 当 金	0
金 融 派 生 商 品	561	退 職 給 付 引 当 金	42
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	1,960	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	3	負 債 の 部 合 計	6,725
前 払 年 金 費 用	0	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△31	資 本 金	328,300
		利 益 剰 余 金	218
		利 益 準 備 金	598
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△379
		繰 越 利 益 剰 余 金	△379
		株 主 資 本 合 計	328,518
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	122
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	122
		純 資 産 の 部 合 計	328,641
資 産 の 部 合 計	335,366	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	335,366

第13期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	3,958
資	金 運 用 収 益	1,124
貸	出 金 利 息	1,118
預	け 金 利 息	0
そ	の 他 の 受 入 利 息	5
役	務 取 引 等 収 益	124
そ	の 他 の 役 務 収 益	124
そ	の 他 経 常 収 益	2,710
貸	倒 引 当 金 戻 入 益	106
株	式 等 売 却 益	2,601
そ	の 他 の 経 常 収 益	3
経	常 費 用	4,338
資	金 調 達 費 用	616
借	用 金 利 息	0
金	利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	615
そ	の 他 の 支 払 利 息	0
役	務 取 引 等 費 用	123
そ	の 他 の 役 務 費 用	123
そ	の 他 業 務 費 用	87
外	国 為 替 売 買 損	87
営	業 経 費	464
そ	の 他 経 常 費 用	3,047
株	式 等 償 却	2,186
そ	の 他 の 経 常 費 用	860
経	常 損 失	379
当	期 純 損 失	379

第13期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	328,300	496	203	700	329,000
当期変動額					
準備金繰入		101	△101	—	—
国庫納付			△101	△101	△101
当期純損失			△379	△379	△379
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	101	△583	△481	△481
当期末残高	328,300	598	△379	218	328,518

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,003	420	1,424	330,424
当期変動額				
準備金繰入				—
国庫納付				△101
当期純損失				△379
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,003	△298	△1,302	△1,302
当期変動額合計	△1,003	△298	△1,302	△1,783
当期末残高	—	122	122	328,641

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 31百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「4. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクとして、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金は、当行があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。

(注) 当行の与信に伴う信用リスクの詳細については、「(金融商品関係) 1. 金融商品の状況に関する事項 (2) 金融商品の内容及びそのリスク イ 信用リスク」の記載をご参照ください。

② 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通しであります。

上記の仮定は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否等によって影響を受けるため、当行の見積り及び判断は、経済環境の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。

そのため、主要な仮定に関する見積り及び判断は、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りではありますが、見積り時点の想定以上に債務者の業績や財務内容等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 7,258百万円
2. 株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	該当事項はありません
危険債権額	該当事項はありません
3月以上延滞債権額	該当事項はありません
貸出条件緩和債権額	該当事項はありません

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

3. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、7,145百万円であります。

4. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、特別業務勘定においては社債は発行しておりません。

5. 偶発債務

特別業務勘定は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券60,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により特別業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

6. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分には制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)
発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	178,300,000,000	—	—	178,300,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法に基づき、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

【特別業務勘定】

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaRによる市場リスク量計測等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量（VaR）等を計測しており、当事業年度の特別業務勘定における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量（VaR）の状況（当事業年度末）

27億円

b 市場リスク量（VaR）の計測手法

ヒストリカル法（信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年）

c 市場リスク量（VaR）によるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

【特別業務勘定】

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ VaR値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。
- ・ VaR値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金及び金融商品等差入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 貸出金	13,895		
貸倒引当金（*1）	△31		
	13,864	12,204	△1,659
資産計	13,864	12,204	△1,659
(1) 借入金	4,200	4,177	△22
負債計	4,200	4,177	△22
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,349)	(1,349)	—
デリバティブ取引計	(1,349)	(1,349)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産」には含まれておりません。

【特別業務勘定】

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式等（子会社・関連会社）（* 1）	7,258
② 非上場株式等（子会社・関連会社以外）（* 1）（* 2）	291
合 計	7,550

（* 1）非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（* 2）当事業年度において、非上場株式等（子会社・関連会社以外）について2,186百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貸出金	9,371	3,969	221	221	110	—

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	4,200	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
デリバティブ取引（* 1）				
金利関連	—	135	—	135
通貨関連	—	(1,484)	—	(1,484)
デリバティブ取引計	—	(1,349)	—	(1,349)

【特別業務勘定】

(※1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
貸出金	—	—	12,204	12,204
資産計	—	—	12,204	12,204
借入金	—	4,177	—	4,177
負債計	—	4,177	—	4,177

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等を反映させた元利金の合計額をリスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であると考えられることから、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

当行の保有するデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、クレジットスプレッド等であります。観察できないインプットを用いていないことからレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
該当事項はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式等 (2025年3月31日現在)
市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。
4. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	520	520	—
	小計	520	520	—
合 計		520	520	—

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種 類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	8,409	2,601	—
合 計	8,409	2,601	—

6. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

【特別業務勘定】

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（1965年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	6,933百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	22,254百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	4百万円

(注) 特別業務勘定の関連会社のうち、当業務勘定の損益及び利益剰余金その他項目からみて重要性の乏しい関連会社については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	政策金融行政	借入金利息の 支払(注1)	0	未払費用	0

(注) 1. 借入金利息の支払は、財政融資資金借入に係る利息の支払いであり、財政融資資金貸付金利が適用されています。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社日本政策金融公庫	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000 (注1、2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

1円84銭

1株当たりの当期純損失金額

0円00銭

計算書類の附属明細書

第13期 事業年度	自	2024年4月1日
	至	2025年3月31日

株式会社国際協力銀行
(特別業務勘定)

1. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	138	31	—	138	31
一般貸倒引当金	138	31	—	138	31
賞 与 引 当 金	10	10	10	—	10
役員賞与引当金	0	0	0	—	0
退職給付引当金	39	9	6	—	42
役員退職慰労引当金	0	0	0	—	0
計	188	51	16	138	85

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金…………… 洗替による取崩額

2. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	111
退 職 給 付 費 用	9
福 利 厚 生 費	16
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	78
営 繕 費	11
消 耗 品 費	6
給 水 光 熱 費	1
旅 費	31
通 信 費	4
広 告 宣 伝 費	0
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	1
租 税 公 課	15
そ の 他	176
計	464

1 独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社国際協力銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田裕志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗田俊郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本宜幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田裕志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田俊郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本宜幸

監査意見

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第26条の3が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の一般業務勘定の2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田裕志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田俊郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本宜幸

監査意見

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第26条の3が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の特別業務勘定の2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2 監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社国際協力銀行 監査役会

常 勤 監 査 役 那 須 規 子 ㊟

監査役（社外監査役） 土屋 光章 ㊟

監査役（社外監査役） 本村 彩 ㊟

3 監査役の監査報告書謄本

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社国際協力銀行

常勤監査役 那須 規子 ⑨

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役） 土屋 光章 ㊞

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役） 本村 彩 ⑩

令和6年度決算報告書

株式会社国際協力銀行

令和 6 年度 2020 株式会社国際協力銀行決算報告書

収 入 支 出 決 算

令和 6 年度における	
収入済額は	1,360,473,601,470 円
であって	
支出済額は	1,262,382,673,092 円
である。	
したがって、収入が支出を超過することである。	98,090,928,378 円

また、一般業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法(平成17年法律第86号) 第446条の剰余金の額は 84,083,812,825 円であったので、株式会社国際協力銀行法第31条第1項並びに株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号) 第6条第1項第1号及び第2項第1号の規定により 42,041,906,412 円を同勘定の準備金として積み立て、残余の額 42,041,906,413 円を国庫に納付することとして、決算を結了した。

特別業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法第446条の剰余金の額は △ 379,642,218 円であったので、株式会社国際協力銀行法第31条第2項の規定により同勘定の準備金の内 379,642,218 円

を取り崩して整理することとして、決算を結了した。

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

[収入支出決算額]

1 収入

款・項・目	収入予算額(円)	収入済額(円)	収入予算額と収入済額との差(円) (△は減)	増減理由
0100-00 事業益金				
0101-00 事業益金	1,339,357,092,000	975,268,918,348	△ 364,088,173,652	
0101-01 貸付金利息	1,330,889,975,000	961,393,377,930	△ 369,496,597,070	貸付金の貸付利回りが予定を下回ったこと等のため
0101-02 保証料	8,467,117,000	5,682,627,569	△ 2,784,489,431	支払承諾に係る収入が予定より少なかったため
0101-03 配当金収入	0	8,192,912,849	8,192,912,849	出資先からの配当があったため
0200-00 雑収入	421,370,493,000	385,204,683,122	△ 36,165,809,878	
0201-00 運用収入				
0201-01 運用収入	9,061,023,000	55,606,394,578	46,545,371,578	預け金の残高が予定より多かったこと等のため
0202-00 雑収入	412,309,470,000	329,598,288,544	△ 82,711,181,456	
0202-02 労働保険料被保険者負担金	37,479,000	37,295,963	△ 183,037	
0202-01 雑収入	412,271,991,000	329,560,992,581	△ 82,710,998,419	受入雑利息の収入が予定より少なかったこと等のため
収入合計	1,760,727,585,000	1,360,473,601,470	△ 400,253,983,530	

2 支 出

項 目	支 出 予 算 額 (円)	前 年 度 額 (円)	予 使 用 額 (円)	費 用 額 (円)	予 算 総 則 の 規 定 に よ る 経 費 増 額 (円)	流 用 増 減 △ (円)	等 額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	支 出 済 額 (円)	翌 年 度 額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 事業損金	1,686,381,712,000	0	0	0	0	0	0	1,686,381,712,000	1,262,382,673,092	0	423,999,038,908	不用額を生じたのは、金利の低下に伴い支払利息及び外国為替資金借入金利息が減少したこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため
1-01 役員給与	196,409,000	0	0	0	0	2,500,000	0	198,909,000	198,539,091	0	369,909	役員給に不足を生じたため (目) 職員諸手当から2,500,000円流用
1-02 職員基本給	3,615,715,000	0	0	0	0	30,000,000	0	3,645,715,000	3,624,176,232	0	21,538,768	職員基本給に不足を生じたため (目) 職員諸手当から30,000,000円流用
1-03 職員諸手当	2,986,153,000	0	0	0	0	△ 32,500,000	0	2,953,653,000	2,778,999,316	0	174,653,684	
1-04 超過勤務手当	564,858,000	0	0	0	0	0	0	564,858,000	555,553,604	0	9,304,396	
1-05 退職者給与	85,505,000	0	0	0	0	0	0	85,505,000	53,297,828	0	32,207,172	
1-06 退職手当	739,589,000	0	0	0	0	0	0	739,589,000	501,848,616	0	237,740,384	
5-07 諸支出名	1,177,821,000	0	0	0	0	0	0	1,177,821,000	1,081,579,066	0	96,241,934	
2-08 旅費	2,071,621,000	0	0	0	0	0	0	2,071,621,000	2,063,010,852	0	8,610,148	
3-09 業務諸費	15,860,531,000	0	0	0	0	0	0	15,860,531,000	14,809,874,400	0	1,050,656,600	
9-10 交際費	405,000	0	0	0	0	0	0	405,000	126,500	0	278,500	
9-11 債権保全費	96,740,000	0	0	0	0	0	0	96,740,000	3,574,326	0	93,165,674	
3-12 税金	363,000,000	0	0	0	0	0	0	363,000,000	303,516,546	0	59,483,454	
5-13 業務委託費	3,188,789,000	0	0	0	0	0	0	3,188,789,000	2,463,882,896	0	724,906,104	
9-14 支払利息	1,651,266,488,000	0	0	0	0	0	0	1,651,266,488,000	1,232,203,628,006	0	419,062,859,994	
3-15 社債発行諸費	4,168,088,000	0	0	0	0	0	0	4,168,088,000	1,741,065,813	0	2,427,022,187	
09 予備費 (9-...)	235,000,000	0	0	0	0	0	0	235,000,000	0	0	235,000,000	
支 出 合 計	1,686,616,712,000	0	0	0	0	0	0	1,686,616,712,000	1,262,382,673,092	0	424,234,038,908	

株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見

令和 6 年度決算報告書は、適正なものとして認めます。

令和 7 年 5 月 27 日

株式会社国際協力銀行

監 査 役 那 須 規 子 ⑩

監 査 役 土 屋 光 章 ⑩

監 査 役 本 村 彩 ⑩

【一般業務勘定】

金 額 (円)	要 要	金 額 (円)	要 要	金 額 (円)
	(負 債 の 部)			
	借 用 金		口	
8,716,289,476,005	借 入 金		99	
5,724,789,476,005	外国為替資金借入金		56	
2,991,500,000,000	財政融資資金借入金		43	
6,119,651,063,764	社 債		33	
1,043,861,103,159	そ の 他 負 債			
122,239,006,626	未 払 借 入 金			
68,017,785,749	未 払 借 入 金 利 息			
53,187,039,167	未 払 社 債 利 息			
559,537,003	未 払 そ の 他 支 払 利 息			
474,644,707	そ の 他 未 払 費 用			
5,805,976,609	前 受 収			
834,668,567,688	金 融 派 生 商 品			
26,140,000,000	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金			
7,198,620	リ ー ス 債 務			
55,000,353,616	そ の 他 の 負 債			
54,451,292,332	保 証 担 保 金			
521,937,380	仮 受 金			
17,773,904	未 払 金			
9,350,000	資 産 取 得 未 払 金			
639,444,340	与 引 当 金			
10,553,006	賞 与 引 当 金			
4,433,526,796	退 職 給 付 引 当 金			
50,801,309	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金			
1,325,383,898,784	支 払 承 諾		191件	
17,210,319,867,163	負 債 合 計			
2,895,955,864,394	正 味 財 産			

【財産目録】特別業務勘定

財産目録 (令和7年3月31日現在)

摘要	金額 (円)	摘要	金額 (円)
(資産の部)			
現金預け金	311,361,455,811		
銀行等預け金	307,146,451,548	日本銀行外2行	
外貨預け金	4,215,004,263	三菱UFJ銀行	
有価証券		口	
その他の証券	7,550,705,010	3	
外貨出資	6,933,982,998	1	
外貨株式出資	616,722,012	2	
貸出			
証券貸付	13,895,641,932	3	
その他の資産	2,589,713,108		
前払費用	17,395,245		
未収貸付金	47,373,304		
未収受入手数料	14,864,201		
未収預け金	10,469,037		
未収その他の受入利息	16,543		
その他の未収収益	792,624		
金融派生商品	21,230,899		
金融商品等差入担保金	561,630,629		
その他の資産	1,960,000,000		
未収金の費用	3,313,930		
前払年金	896,167		
貸倒引当金	△31,510,604		
資産合計	335,366,901,424		

【特別業務勘定】

摘要	金額 (円)	摘要	金額 (円)
(負債の部)			
借入金			
用入金			
財政融資借入金	4,200,000,000		
その他の負債	2,471,896,689		
未払費用	4,671,927		
未払借入金	1,265		
未払その他支払利息	286,386		
その他未払費用	4,384,276		
金融派生商品	1,911,590,400		
金融商品等受入担保金	520,000,000		
その他の負債			
未払引当金	35,634,362		
賞与引当金	10,080,628		
退職給付引当金	166,365		
役員退職慰勞引当金	42,940,010		
役員退職慰勞引当金	751,451		
負債合計	6,725,835,143		
正味財産	328,641,066,281		
口			
1			

